

帰宅困難者支援に関する協議会規約（案）

（目的）

第1条 東日本大震災に伴う首都圏における大量の帰宅困難者発生を教訓を踏まえ、主に、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災時における迅速、円滑な帰宅困難者対策に資することを目的に、国や地方公共団体、事業者団体等（オブザーバー）からなる協議会（帰宅困難者支援に関する協議会（以下「協議会」という））を設立し、各事業者等の実行計画の策定に必要なガイドラインを作成することで、本ガイドラインを踏まえた事業者ごとの実行計画の策定を促進する。

（構成）

第2条 協議会は、別添一覧の者をもって構成する。

2 協議会に会長1名を置き、大阪府危機管理監が務める。

3 別添一覧の者が、やむを得ず欠席する場合は、その属する団体の代理の者が出席し、協議に参加することができるものとする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項を協議する。

（1）大規模地震発生時に帰宅困難となる者に対して各事業者等が取り組む課題の整理と各事業者等による実行計画に必要なガイドラインの策定。

（2）大阪都市圏内の主要ターミナルにおける混乱防止のためのガイドラインの策定

（3）いわゆる帰宅支援に係る課題整理とガイドラインの策定

（4）上記（1）～（3）に関わり必要な事項

（5）その他、本協議会の目的に密接にかかわる団体等においては、オブザーバー参加できるものとする。

（運営）

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、主催する。

2 本協議会の目的を達成するために、関係行政団体と十分な連携、協議に努めるものとする。

（組織）

第5条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大阪府政策企画部危機管理室防災企画課に設置する。

（入退会）

第6条 入退会は、事務局へ申し出た上で協議会に諮り決定する。

（その他の事項）

第7条 本会則に定めのない事項は、協議会で協議する。

附則

本会則は、平成26年6月 日から施行する。

別添一覧

・構成員

所属機関	部署・役職
近畿地方整備局	企画部長
近畿運輸局	総務部長
大阪市	危機管理監
大阪府	危機管理監

・オブザーバー

所属機関	部署・役職
公益社団法人関西経済連合会	地域連携部長
大阪商工会議所	理事・総務広報部長
一般社団法人関西経済同友会	会務執行部長
日本労働組合総連合会大阪府連合会	事務局長
関西広域連合	広域防災局参事